**【障害者対象】府中市非常勤職員（時間額制会計年度任用職員）**

**登録者募集要項**

令和７年４月

府　　中　　市

●概要●

　市では、障害のある方を対象に、時間額制会計年度任用職員の登録者を募集しています。

各課の業務補助等に従事する時間額制会計年度任用職員として登録していただき、登録者の中から必要に応じて選考・面接を行い、各課に配属します。業務内容は、資料整理やデータ入力、印刷物への押印や封入作業などです。

　会計年度任用職員は、１会計年度（４月～翌年３月）内を任期として任用される非常勤職員です。同一の業務が継続してある場合、翌年度においても任用されることがあります。

　なお、登録しても、希望する勤務条件に合う業務がない等の理由で、府中市から連絡をしない場合がありますので、ご了承ください。

**１　募集職種及び応募資格**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　種 | 時間単価 | 業務内容 |
| 一般事務 | １，１７０円  ※採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。 | 各課の実施する事業における事務補助及び軽作業等  ・パソコンによる文書作成、データ処理、システムへのデータ入力  ・印刷物への押印や封入作業  ・資料整理、郵便物の仕分け  ・文書の廃棄（シュレッダー）  ・窓口等取次　等  ※　配属先により実際の業務は異なります。 |

|  |
| --- |
| 応募資格 |
| 次のいずれかの要件を満たす人  ・身体障害者手帳　　　　　の交付を受けている人  ・療育手帳（愛の手帳等）　の交付を受けている人  ・精神障害者保健福祉手帳　の交付を受けている人  ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された人 |

※　地方公務員法第１６条の規定により、次のいずれかに該当する人は登録できません。

　　ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

　　イ　府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

　　ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

**２　登録申込手続（※郵送不可）**

申込方法：申込みに必要な書類（１）～（３）を府中市役所職員課にご持参ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込時間 | 市役所の開庁日（土曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで  ※　登録申込みは、通年で受け付けています。 | |
| 申込場所 | 府中市役所おもや４階　総務管理部職員課 | |
| 申込みに　必要な書類 | （１）履歴書  【提出】 | 別紙に必要事項を記入し、最近６か月以内に撮影した上半身・脱帽のカラー写真を貼ってください。  ※　市販の履歴書を使用する場合は、Ａ４又はＡ３サイズを使用してください。 |
| （２）登録申込書  　　【提出】 | 別紙に必要事項を記入してください。  ※　申込み時に窓口で記載いただくこともできます。  ※　住所や障害者手帳等の内容が変更（更新）されるなど、登録申込書の記載内容に変更が生じた場合は、登録事項変更届をご提出ください。 |
| （３）障害者手帳等  　　【提示】 | 応募資格要件に該当する障害者手帳等をご提示ください。  ・身体障害者手帳  ・療育手帳（愛の手帳等）  ・精神障害者保健福祉手帳　等  ※　採用決定後に、障害者手帳等の写しを提出いただきますので、ご了承ください。 |
| 任意の  提出書類 | 就労パスポートなど  【提出（任意）】 | 障害特性に応じた業務の組合せや職場環境整備を検討しますので、就労パスポートなどの障害特性やアピールポイント、希望する配慮等について記載されている資料があり、事業主に提示できる場合は、申込み時に（１）（２）の書類と併せてご提出ください。  ※　就労パスポートなどを提出後、記載内容を更新した書類をご提出いただいた場合には、更新前の書類の扱いについて、確認をさせていただきます。 |

　※　申込みに関する提出書類は、お返しできません。

　※　登録期間は、ご登録いただいた年度末（３月末）までです。その年度末以降も引き続き登録の継続を希望される場合は、登録期間内に問合せ先までご連絡をお願いします。

　※　就労パスポートとは、障害のある人が働く上での障害特性やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などに分かりやすく伝えるためのものです。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

**３　採用までの流れ**

　(1)　勤務条件の提示

　　　各課の業務状況に応じて、登録者の中から勤務条件に合致する方を選考し、担当者からの電話連絡等により、任用期間等の勤務条件及び業務内容について説明を行います。

　(2)　面接

　　　提示された条件での勤務が可能である場合、面接による選考を実施します。

　(3)　採用の決定

　　　面接選考の結果をお知らせし、合格者を採用予定者として決定します。

　(4)　勤務初日の持ち物

　　　採用予定者の方には、勤務初日に次の書類を持参していただきます。

|  |
| --- |
| （１）印鑑  （２）口座番号のわかるもの　　　（通帳やキャッシュカードなど）  （３）障害者手帳等の写し　　　　（原本も併せてお持ちください）  （４）マイナンバーのわかる書類　（マイナンバーカードなど）  （５）基礎年金番号のわかる書類　（年金手帳又はねんきん定期便等の写し）  （６）雇用保険被保険者証の写し　（加入時期がある方のみ） |

　　　※　マイナンバー通知カードは、記載内容（住所等）が最新の場合のみ有効です。

　　　※　（５）は社会保険加入の場合、（６）は雇用保険加入の場合に提出いただきます。

　(5)　その他

　　ア　勤務に関する諸条件については、改めて任用初日に書面で交付します（任用初日の流れについては、担当者からの案内に従ってください。）。

　　イ　採用人数は、各課の業務状況により変動するため、全ての登録者が採用される訳ではありませんので、ご了承ください。

**４　勤務条件等**

　(1)　身分

　　　府中市会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号による任用）

　(2)　勤務場所

　　　本庁舎又は市内各施設

　(3)　業務内容

　　　各課の実施する事業における事務補助及び軽作業等

・パソコンによる文書作成、データ処理、システムへのデータ入力

・印刷物への押印や封入作業

・資料整理、郵便物の仕分け

・文書の廃棄（シュレッダー）

・窓口等取次　等　　　　　　　　　　　　　※　配属先により実際の業務は異なります。

　(4)　任用期間

　　　毎年度４月１日以降、各課の業務繁忙状況に応じて決定。

　　※　年度単位での任用となるため、年度途中での採用の場合でも、任用期間は、３月３１日までとなります（最長で１会計年度：４月１日から翌年３月３１日まで）。

　　※　同一の業務が継続してあり、勤務状況等が良好な場合には、翌年度においても任用されることがあります。

　(5)　勤務日（時間）

　　　原則として、月曜日から金曜日までのうち週５日以内

※　１日当たり午前９時から午後５時までのうち７時間以内

※　原則として時間外勤務はありません。

　　　勤務の例

　　　ア　週３日勤務　　午前９時から午後５時まで（実働７時間）の週２１時間勤務

　　　イ　週４日勤務　　午前９時から午後４時まで（実働６時間）の週２４時間勤務

ウ　週４日勤務　　午前９時から午後５時まで（実働７時間）の週２８時間勤務

　(6)　休日・休暇等

　　ア　原則として、週休日は、毎週土曜日及び日曜日（週４日以内の場合は、別途、所属長の定める日）とし、国民の祝日及び年末年始は休日とします。

　　イ　休暇は、年次有給休暇（継続して６か月勤務し、かつ要勤務日数の８割以上勤務した場合、１週間当たりの勤務日数に応じた日数を付与）のほか、特別休暇（一部を除き無給）があります。

　(7)　報酬等

　　　職ごとに設定する単価のほか、交通費（距離等の要件あり）、期末勤勉手当（任用期間が６か月以上、かつ基準日に在職している場合に支給）等が支給されます。

　　※　採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。

　(8)　服務義務等

　　　地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合、分限・懲戒処分の対象となります。

　(9)　社会保険等

　　　それぞれの加入要件を満たす場合に、社会保険、雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

　　　　　　　　　　　　 【問合せ先】　府中市総務管理部職員課人事係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〒１８３－８７０３　府中市宮西町２－２４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話　（０４２）３３５－４０５１（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ホームページアドレス　https://www.city.fuchu.tokyo.jp/